



「電動キックボード」の 利用上の注意点について

電動キックボードとは？

キックボードに原動機（電動モーター）を装備したものです。電動キックボードは原則道路交通法及び道路運送車両法上、「原動機付自転車」※に該当します。

そのため、**原動機付自転車を運転出来る免許が必要です！**

※ なお、定格出力等によっては、「自動車」に該当する場合があります。

通行の方法

車道の左側を通行しなければならず、歩道を通行することはできません。

また、乗車する際は、乗車用ヘルメットを必ずかぶり、歩行者優先で、車両用信号に従いましょう。

※ 電動キックボードは、原動機を用いずに運転者が足で地面を蹴ることで走行していても「運転」に該当します。

必要な装置

道路運送車両法の車両区分に応じた装置（いわゆる保安部品）
が必要となります。

【原動機付自転車の場合】

前照灯、後写鏡、方向指示器、制動灯等の装置が道路運送車両法の保安基準に適合しなければなりません。

その他必要なこと

- ・自動車損害賠償責任保険（共済）への加入
- ・地方税法に基づく軽自動車税（市町税）の納税及び課税標識（ナンバー）の表示

このような状態では、
免許があっても

公道走行はできません！



- ・ライトなし
- ・ミラーなし
- ・ウィンカーなし
- ・ブレーキ灯なし
- ・ナンバーなし



電動キックボードはクルマの仲間です。交通ルールを守りましょう！

ツイッターを運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全 Journal】

- ◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。
- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら



www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

